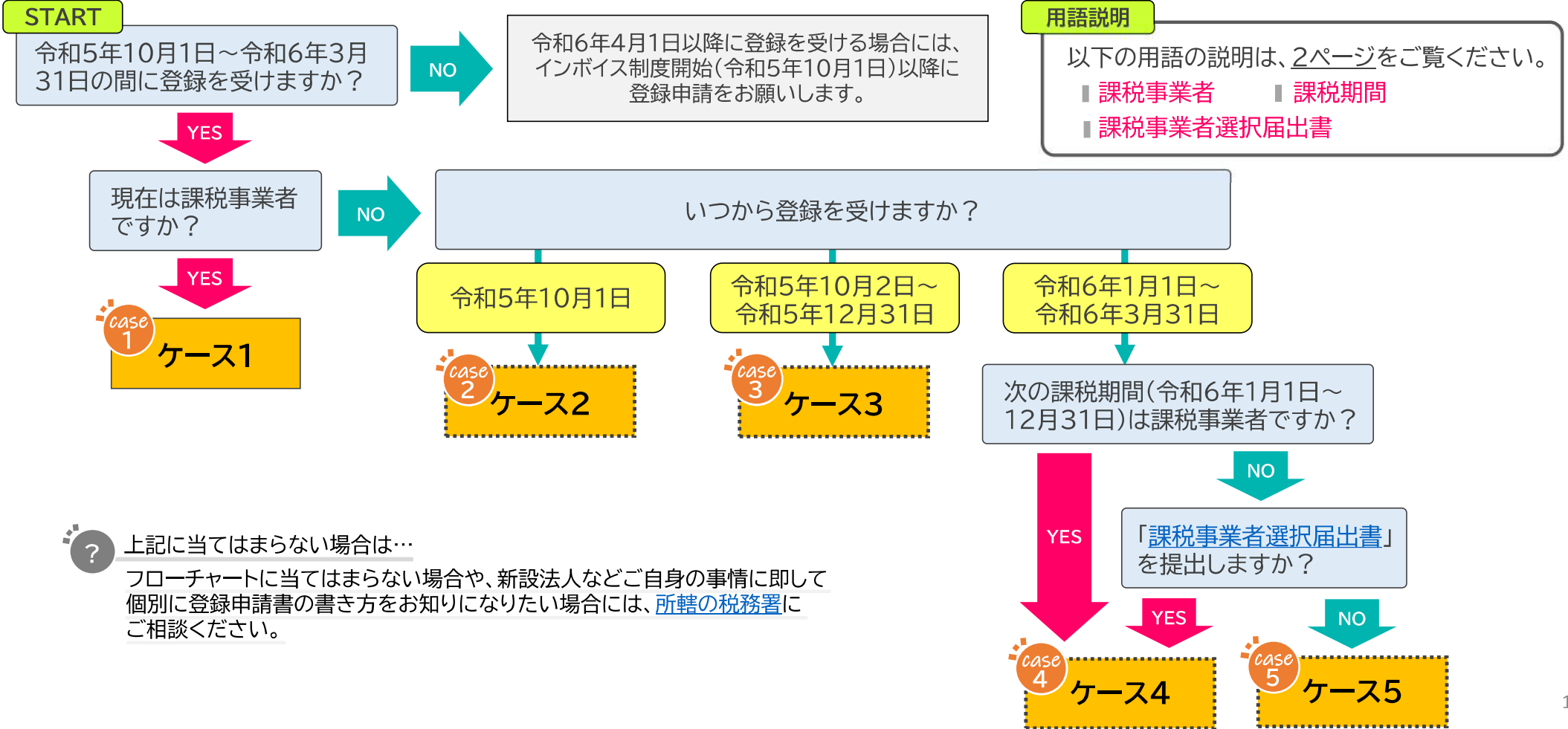


# 登録申請書の書き方 フローチャート (個人事業者や12月決算の法人が令和5年中に申請する場合)

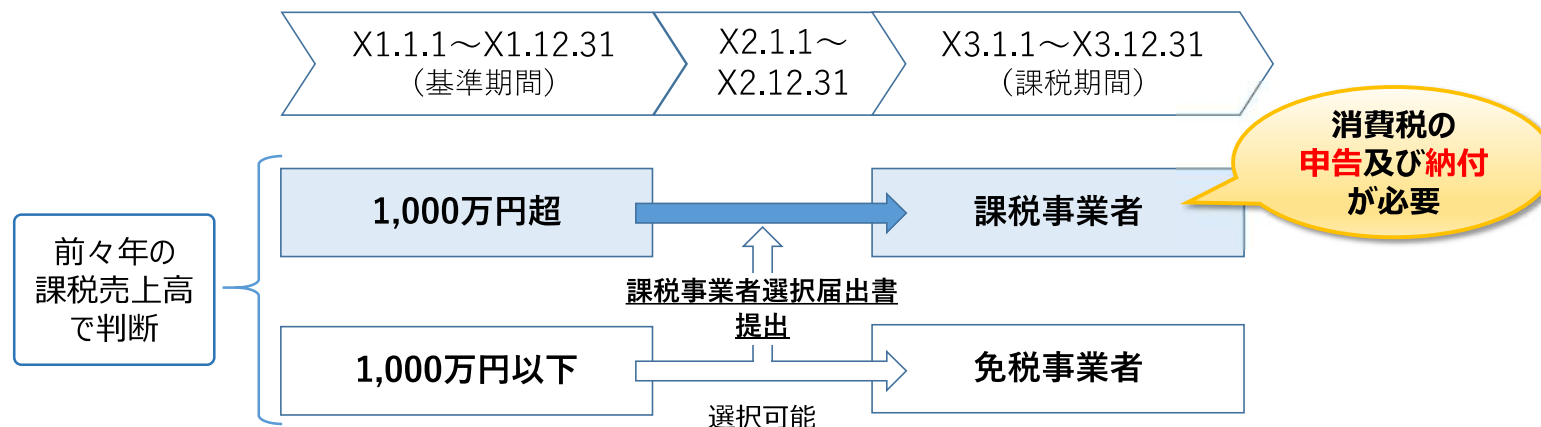
令和5年1月

Check

登録申請書(国内事業者用)のうち、申請者の状況により特に注意が必要な表面の「事業者区分」欄と裏面の「免税事業者の確認」欄の書き方をケースごとに説明しています。  
その2つ以外の欄については、「[記載例\(個人事業者用\)](#)」、「[記載例\(法人用\)](#)」を参照して、記載してください。



【例】：個人事業者や12月決算の法人（事業年度1年）



## 用語説明

### 課税事業者

事業者のうち、以下の①～③のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- ② 「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ 新設法人又は特定新規設立法人に該当する事業者

### 課税期間

納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間です。

原則として、個人事業者の方は暦年、法人の方は事業年度をいいます。

### 課税事業者選択届出書

消費税の課税事業者となるために、免税事業者の方が提出する届出書です。

さらに詳しくお知りになりたい方は、「[消費税のあらまし\(令和4年6月\)](#)」をご参照ください。

消費税のあらまし



case  
1

## 令和5年(提出時)が課税事業者の方(個人事業者・12月決算の法人)

### 初葉【1/2】

#### 「事業者区分」欄

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。	
	<input checked="" type="checkbox"/> 課税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください（詳しくは記載要領等をご確認ください。）。		



#### 記載方法

「事業者区分」欄：「課税事業者」に

### 次葉【2/2】

#### 「免税事業者の確認」欄

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。																																																																																																							
免税事業者の確認	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。																																																																																																						
個人番号	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td><td>45</td><td>46</td><td>47</td><td>48</td><td>49</td><td>50</td><td>51</td><td>52</td><td>53</td><td>54</td><td>55</td><td>56</td><td>57</td><td>58</td><td>59</td><td>60</td><td>61</td><td>62</td><td>63</td><td>64</td><td>65</td><td>66</td><td>67</td><td>68</td><td>69</td><td>70</td><td>71</td><td>72</td><td>73</td><td>74</td><td>75</td><td>76</td><td>77</td><td>78</td><td>79</td><td>80</td><td>81</td><td>82</td><td>83</td><td>84</td><td>85</td><td>86</td><td>87</td><td>88</td><td>89</td><td>90</td><td>91</td><td>92</td><td>93</td><td>94</td><td>95</td><td>96</td><td>97</td><td>98</td><td>99</td><td>00</td> </tr> </table>			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00				
生年月日（個人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和	法人	事業年度																																																																																																				
年月			自 月 日 至 月 日																																																																																																				
事業内容等	事業内容	登録希望日	令和 年 月 日																																																																																																				
確認	<input type="checkbox"/> 消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者		課税期間の初日 年 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 年 月 日																																																																																																				

「免税事業者の確認」欄：記載不要

### 関連する届出書

■ 「簡易課税制度選択届出書」（令和6年から簡易課税制度を選択しようとする場合）

⇒ 「適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで(令和5年12月31日まで)」に提出してください。詳しくは、[国税庁HP](#)をご覧ください。

### 登録結果

課税事業者になる日 : 既に課税事業者(令和5年1月1日以降の取引について、消費税の申告が必要)  
 登録年月日(インボイス発行事業者になる日) : 令和5年10月1日



case 3

令和5年(提出時)が免税事業者で、  
令和5年10月2日～12月31日に登録を受ける方(個人事業者・12月決算の法人)

初葉【1/2】

「事業者区分」欄

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。	
事業者区分	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input checked="" type="checkbox"/> 免税事業者
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)	

記載方法

「事業者区分」欄：「免税事業者」に

「免税事業者の確認」欄：上段に

「登録希望日」欄：登録を希望する日を記載

※ 課税期間の途中の日を記載することもできます。

次葉【2/2】

※ 法人の方は、個人番号の代わりに事業年度・資本金を記載してください。

「免税事業者の確認」欄 (個人事業者の場合)

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。	
免税事業者の確認	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。
個人番号	X X X X X X X X X X X X
生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 ○○年△△月□□日
事業内容	×××業
事業年度	自 月 日 至 月 日
資本金	円
登録希望日	令和5年12月1日
課税期間の初日	令和 年 月 日
消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者	※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日

関連する届出書

「簡易課税制度選択届出書」(令和5年から簡易課税制度を選択しようとする場合)

⇒ 「登録を受ける日の属する課税期間(令和5年)から簡易課税制度の適用を受ける」旨を記載した届出書を、その課税期間中(令和5年12月31日まで)に提出すれば、その課税期間(令和5年)から簡易課税制度の適用を受けることができます。

様式や提出方法など、詳しくは、[国税庁HP](#)をご覧ください。

登録結果

課税事業者になる日 : 登録された日(登録日以降の取引について、消費税の申告が必要)  
 登録年月日(インボイス発行事業者になる日) : 登録された日

case  
4

令和5年(提出時)が免税事業者の方(個人事業者・12月決算の法人)で、  
令和6年が①課税事業者または②免税事業者で課税事業者選択届出書を提出し課税事業者になる方

初葉【1/2】

「事業者区分」欄

事業者区分	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してください。	
	<input type="checkbox"/> 課税事業者	<input checked="" type="checkbox"/> 免税事業者
※ 次葉「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次葉「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)		

記載方法

- 「事業者区分」欄：「免税事業者」に
- 「免税事業者の確認」欄：下段に
- 「課税期間の初日」欄：令和6年1月1日

次葉【2/2】

「免税事業者の確認」欄

免税事業者の 確認	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。			
	<input type="checkbox"/> 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。			
	個人番号	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	法人のみ記載	事業年度 自 月 日 至 月 日 資本金 円
	事業内容等	事業内容	登録希望日	令和 年 月 日
確認	<input checked="" type="checkbox"/> 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者		課税期間の初日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日 令和 6 年 1 月 1 日	

関連する届出書

- 「課税事業者選択届出書」(令和6年に免税事業者になる方が課税事業者になることを選択する場合。令和5年12月31日までに提出してください。)  
※ 登録申請書より先に提出するか、同時に提出してください。詳しくは、[国税庁HP](#)をご覧ください。
- 「簡易課税制度選択届出書」(令和6年から簡易課税制度を選択しようとする場合)  
⇒「適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで(令和5年12月31日まで)」に提出してください。詳しくは、[国税庁HP](#)をご覧ください。

登録結果

課税事業者になる日 : 「課税期間の初日」(令和6年1月1日以降の取引について、消費税の申告が必要)  
登録年月日(インボイス発行事業者になる日) : 「課税期間の初日」

